

平成28年6月定例会 総務委員会（事前）

平成28年6月6日（月）

〔委員会の概要 政策創造部関係〕

南委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（13時07分）

これより、政策創造部関係の調査を行います。

この際、政策創造部関係の6月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（資料①）

- 議案第1号 平成28年度徳島県一般会計補正予算（第1号）
- 議案第3号 徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について
- 議案第4号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正について
- 報告第2号 平成27年度徳島県繰越明許費繰越計算書について

【報告事項】

- 地方分権改革「提案募集方式」に関する提案について（資料②）

七條政策創造部長

6月定例会に提出を予定いたしております、政策創造部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元に御配付の総務委員会説明資料の1ページをお開きください。

平成28年度一般会計・補正予算案でございます。

まず、一般会計の補正総額は、総括表一番下の計欄、左から3列目に記載のとおり、1,500万円の増額をお願いしております、補正後の予算総額は、その右の欄のとおり、48億7,994万2,000円となっております。

補正額の財源につきましては、財源内訳欄の括弧内に記載のとおりでございます。

2ページをお開きください。

課別の主要事項につきまして、御説明申し上げます。

総合政策課でございます。

一番上の企画総務費の摘要欄①企画調整費のア、ふるさと徳島地方創生応援事業でございますが、去る4月14日、衆議院本会議にて、可決成立した地域再生法の一部を改正する法律に盛り込まれた地方創生応援税制いわゆる企業版ふるさと納税制度を活用した徳島県の地方創生プロジェクトに取り組む経費として、1,500万円の増額補正をお願いしており

ます。

補正後の総合政策課予算総額としましては、9億9,907万6,000円となっております。

3ページを御覧ください。

その他の議案等につきまして、御説明申し上げます。

まず、（1）の条例案、①の徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、これは、公職選挙法施行令の一部が改正されたことに鑑み、選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げるための改正でございます。

②の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例でございますが、これは、県民の利便性の向上、及び行政事務の効率化に資するため、個人番号及び特定個人情報、並びに個人番号カードの利用に関し必要な事項を条例で定めるための改正でございます。

4ページをお開きください。

次に、（2）平成27年度繰越明許費繰越計算書でございます。

さきの2月定例会で御承認いただきました繰越明許費につきましては、左から4列目、翌年度繰越額の欄に記載のとおり、9億7,985万7,000円に確定したものでございます。

今後とも事業の早期完了に向けて努力してまいりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

提出予定案件の説明は、以上でございます。

続きまして、この際、1点、御報告申し上げます。

地方分権改革「提案募集方式」に関する提案でございます。

お手元の、資料1を御覧ください。

地方分権改革は、地域自らの発想と創意工夫により、魅力あふれる地域を創るための基盤となるものであり、地方創生の重要なテーマの一つであります。これまで、地方分権改革は、国が設置する有識者会議からの勧告に基づき、国主導で進められてきましたが、更なる地方分権改革の展開に向け、個々の地方公共団体から地方分権改革に関する提案を広く募集し、その内容について具現化を図っていく提案募集方式が、一昨年から導入されております。

本県では、全庁的な検討を行った結果、独自の提案として、今年度は11件の提案を行うこととし、今後、速やかに、内閣府に提案を実施してまいります。

南委員長

次に、関西広域連合議会議員の岡田委員から、関西広域連合議会の活動状況について、報告を受けたいと思います。

【報告事項】

○ 関西広域連合議会について

岡田委員

関西広域連合議会における審議の結果等については、総務委員会で報告する例になっておりますので、私から前回の報告以降に行われた事項について、概要を申し上げます。

去る4月9日に大阪市の関西広域連合本部において開催された第28回総務常任委員会についてであります。

まず、理事者から、関西創生戦略（案）及び次期広域計画の2項目について報告が行われました。

このうち、関西創生戦略（案）に対して委員からは、地域振興ではなく、新しい関西という国づくりの観点で、人口の移転・移入という発想、エネルギーの転換という発想につなげて行ってほしい。また、人口の流出を防ぐだけではなく、子供を産みたい社会を作るためには、雇用問題が重要であり、雇用問題は府県域だけでなく広域で捉える必要がある。安定した家庭生活が送れる社会になるよう、正規雇用を増やすとともに、女性が出産後、正規雇用で職場に戻り、働き続けることができる環境整備について、企業と一緒に頑張ってほしい、などの意見が出されました。

その後、第67回関西広域連合委員会の概要、及び関西ワールドマスターズゲームズ2021の進捗状況について、理事者及び出席者から説明がなされました。

報告は、以上であります。

南委員長

関連して、理事者において説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思いません。

【報告事項】

○ 関西広域連合委員会について（資料③）

七條政策創造部長

関西広域連合委員会に関しまして、御報告をさせていただきます。

報告に先立ちまして、今年度の関西広域連合委員会の県議会への情報提供方法につきましては、昨年度と同様に、総務委員会において、関西広域連合委員会の開催概要全般について、政策創造部から御報告するとともに、毎月開催される関西広域連合委員会終了後、速やかに関係資料を総務委員会の委員全員に郵送等によりお渡しするという形で対応させていただくこととしますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

それでは、お手元に御配付の資料2を御覧ください。

2月議会における御報告後、3月5日から5月19日までの間に、計4回の関西広域連合委員会が開催されましたので、その概要につきまして、主な協議事項を5点、御説明させ

ていただきます。

1 ページをお開きください。

3月5日、第66回関西広域連合委員会での協議事項であります。

ジカウイルス感染症（ジカ熱）に関する対応についてでございます。

2月29日に構成団体及び連携県で担当者会議を開催し、関西国際空港の検疫体制に係る情報共有等を確認したこと及び今後の取組について報告がありました。

次に、2 ページをお開きください。

3月24日、第67回関西広域連合委員会での協議事項であります。

政府関係機関移転基本方針についてでございます。

政府関係機関移転基本方針が決定されたことに伴い、井戸連合長から、「文化庁が京都に移転、統計局と消費者庁は和歌山県と徳島県で実証実験が行われることは、評価したい。引き続き関西広域連合として、構成府県市の取り組みを後押しする。」という趣旨のコメントが発表されました。

次に、3 ページをお開きください。

4月28日、第68回関西広域連合委員会での協議事項であります。

熊本県を中心として発生した地震への対応についてでございます。

熊本県を中心として発生した4月14日以降の一連の地震被害の対応として、関西広域連合では、発災後いち早く、現地支援本部及び現地連絡所を設置するとともに、避難所運営、保健・医療、保健師など、それぞれの職員を、本県を含む構成府県から派遣し、支援を行っていることが報告されました。

また、本県が担当する広域医療分野においては、熊本県からの要請に対し、ドクターヘリ3機を派遣し、支援活動を実施したことを報告いたしました。

14ページをお開きください。

関西創生戦略（案）についてでございます。

まち・ひと・しごと創生法に基づく関西版総合戦略である関西創生戦略（案）について、パブリックコメント及び連合議会の御意見を踏まえ、平成27年度版関西創生戦略とすることを決定いたしました。

最後に、16ページをお開きください。

5月19日、第69回関西広域連合委員会での協議事項であります。

次期広域計画の策定についてでございます。

関西広域連合の実施する事務の計画である広域計画については、3年ごとに策定しており、平成28年度が現行広域計画の最終年度に当たることから、現行広域計画の取組の評価・検証や想定される論点の検討等を経て、平成29年度からの次期広域計画を策定すること及び今後のスケジュールについて協議いたしました。

提出予定案件の説明、及び報告事項は、以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

南委員長

以上で説明等は終わりました。
これより質疑に入ります。
それでは、質疑をどうぞ。

中山委員

この3月に地方自治体の方から総合戦略が全部出そろって、いよいよ本年度は地方創生本格展開の年になります。是非とも皆さんにおかれましては、24市町村が全て、地方創生が実現できるように、おくれることなく、特にうちの市はちょっと反応が遅いところがありますので、その辺、くれぐれもサポートの方をよろしくお願ひしたいと思ひます。

1点だけ質問させていただきたいと思ひます。先ほど、七條部長の方から説明がありました、ふるさと徳島地方創生応援事業、これはどういう事業なのか、恐らく、ふるさと納税の企業版ではないかなと思ひのですが、詳しく説明をしていただきたいと思ひます。

木具総合政策課長

ただいま委員の方から、企業版ふるさと納税の制度につきまして御質問を頂きました。これまでの本県の取組の経緯を含めて、少し御説明させていただければと思ひます。

本県では平成21年度から、個人同様に企業が自ら税の使い道を選択できる、いわゆる企業版ふるさと納税の創設を国に提案しておったところでございます。更に昨年、平成27年の7月に岡山県で開催されました全国知事会において、創設に向けた提案を行うとともに、同年8月には内閣府及び総務省に対しまして、制度創設の政策提言を行ってまいりました。こうした結果、本年4月14日に地域再生法の一部を改正する法律案が成立し、地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税が盛り込まれたところでございます。

この企業版ふるさと納税は、人口減少の克服、東京一極集中の打破のため、企業からの支援を受けて地方創生を実現する制度でございまして、地方公共団体が創設した寄附の対象となる事業に対し寄附を行った企業については課税の特例措置が受けられるということになってございます。具体的には、これまでの企業の寄附につきましては損金算入という形で、寄附額の約3割の減税効果がございましたが、新たに寄附額の3割に相当する税額、これが税額控除されることになりまして、合わせて寄附額の6割に相当する減税効果があるという制度でございまして。

このように、税負担軽減のインセンティブを、これまでの寄附に比べて2倍に拡大して、企業の寄附の促進による地域活性化を目指す制度となっております。

中山委員

今、概要をお聞きしましたが、その中で使い道が、地方公共団体が創設した寄附の対象となる事業に対してというふうになりましたけれども、そんなことも含めて、なかなか、県外の企業になるんですね、相手が。そういう細かいところまで周知徹底ができるのか

という、ちょっと危惧しますけれども、その広報の仕方とかはどのようなふうにお考えでしょうか。

木具総合政策課長

ただいま、制度、事業の広報についての御質問を頂いたところでございます。先ほども説明させていただきましたように、この企業版ふるさと納税といいますのは、創業地の自治体などへの寄附を促し、地域活性化の取組を後押しすることが期待されている事業でございます。こうした制度を積極的に活用し、多くの方々に徳島県の応援団となっただけのよう、例えば本県にゆかりのある創業者、また、本県の進出企業などに対しまして、関係各課をはじめ、東京本部や大阪本部など、全庁を挙げて制度のPRに努め、1社でも多くの御賛同が得られるように取り組んでまいりたいというふうにご考えております。また、制度につきましても、ホームページ等でPRもしてまいりたいというふうにご考えております。

中山委員

それが実現すれば、徳島県にとって非常にいい制度になると思いますけれども、企業にとってのメリットってというのはどういうことが考えられるのでしょうか。

木具総合政策課長

ただいま、企業にとってのメリットということで御質問を頂いております。本県では新たに企業版ふるさと納税のホームページ、先ほども説明させていただきましたけれども、ホームページの方を作成いたしまして、企業名等の公表を行うとともに、マスコミの方に対しても発表してまいりたいと考えております。また、加えまして、この度提案してございますふるさと徳島地方創生応援事業、これを実施する際に企業名等を掲載して、広くPRをしていきたいと。また、企業におかれましても企業商品への掲載、こういったものに活用いただくなど、御利用いただけるんじゃないかというふうにご考えてございます。

中山委員

なかなか賛同企業を探すのは難しいと思いますし、ホームページだけで紹介して、見てもらうのを待つだけではなかなか実現しにくいのかなと思います。「vs東京」という看板を打ち出している以上、先ほど木具課長の方から説明があったように、本県ゆかりの経営者、例えば小松島市出身の日立製作所の社長さんとか、三井住友銀行か三菱信託銀行かな、どちらかの最高責任者も、多分本県にゆかりのある方だと思います。そういう人たちをどんどん探していただいて、まずはその辺からアプローチをしかけて行って、多くの徳島ファンをふやしていただきたい。そして、先ほど冒頭でも申しましたように、是非とも地方創生につなげて行っていただきたいなど、大いに期待しておりますので、是非とも頑張ってくださいと思います。

岡田委員

先ほど来、地方創生の話が出ていまして、今、鳴門市といたしましては、まずは消費者庁と申しますか、国民生活センターの移転の話なんですけれども、東京一極集中を打破するためにということで、政府機関の移転というところの一つの動きとしての、徳島県への消費者庁、国民生活センターの移転というのがシンボライズとしてあると思うんですけれども、事前委員会ですので何点か伺いたいと思います。まず、先月5月9日から11日にかけて、鳴門合同庁舎で試験移転が開始されておりましたが、それに至るまでの、今年度初めての委員会ですので、2月定例会閉会以降の今までの動きというのを少し説明していただけますでしょうか。

平井地方創生推進課長

ただいま岡田委員から、消費者庁、国民生活センターの徳島移転に向けました直近の動向につきまして御質問を頂いたところでございます。

まずは、2月定例会の閉会日、3月14日を挟む形で、3月13日から17日にかけて、消費者庁長官をはじめ、10名の消費者庁の職員の皆様が徳島に来られまして、テレワークによります業務の検証でございますとか、徳島県内の消費者行政の現場視察といった、全国初の業務試験を実施されたところでございます。

その後、3月22日でございます。安倍総理大臣を本部長といたします、国のまち・ひと・しごと創生本部におきまして、政府関係機関移転基本方針が決定をされたところでございまして、この中に消費者庁、国民生活センター、それから消費者委員会の徳島移転につきましては、地方創生に資する意義が認められるという趣旨が明記されますとともに、ICTの活用などによる検証を行いまして、移転に向けて8月末までに結論を得ることを目指すと記載をされたところでございます。

また、その後、4月1日でございます。平成28年度の県の組織機構改革におきまして、政策監を本部長といたします、その後、6月1日からは熊谷副知事が本部長を務めております、横断組織でございます消費者庁移転推進統括本部が県の組織として設置をされますとともに、このプロジェクトの総合調整と推進エンジンを担う役割として、危機管理部内に担当次長と消費者行政推進課が新設をされたところでございます。

さらに、5月9日からは、岡田委員からもお話がございましたけれども、鳴門合同庁舎などにおきまして、国民生活センターの教育研修業務と商品テスト業務の試験移転が開始をされたところでございまして、教育研修につきましては5月の部分、それから、本日から実施されている部分を含めまして、来年2月までに計14回実施される予定でございます。また、商品テスト部門、こちらにつきましては夏までに数品目が実施される予定となっているところでございます。

今後のスケジュールでございますけれども、7月に徳島県庁10階におきまして、消費者庁の試験業務が1か月程度行われることとなっております。ただ、現在、消費者庁から

は具体的な実施期日や規模などについては公表はなされていないところでございますけれども、県におきましては万全の体制でお迎えするべく準備を進めているところでございます。また、先ほど申し上げましたとおり、本年8月末までには、国によりまして移転の可否について結論が出される予定となっているところでございます。

直近の主な動向については以上でございます。よろしくお願いいたします。

岡田委員

鳴門合同庁舎等々での研修の状況並びに、ちょうど今日から、第2弾というのが来てくれているということなので、第2弾が来てくれているということは、試験状況の中では前に進んでいっているのかなというところなんですけども。ただ、今お話があったように、全国初で、徳島県がまず検証をされているという部分があって、あわせまして、実は先ほどの関西広域連合の中の七條部長からの報告にもありましたが、井戸知事さんの方のも合わせて、関西広域連合の中においても、徳島県がまずは、初めの実証実験フィールドとなっているというところであって、東京一極集中を、地方がどう打破していったって、取り組んでいくんかということのモデルケースとして、多分、日本中なんですけど、世界中から注目されているケースが実際に地元の鳴門市で行われているというのが一つなのかなと思って、意味深く感じています。その中であって、全庁一丸となって挑戦している日々というのが先ほどの説明でよくわかってきたところなんですけども、先ほどあった3月22日に決定された国の基本方針というものについて、県はどのように受け止めて、どのように評価して、今後どうしていくのかということについて説明をお願いします。

平井地方創生推進課長

昨年度来、国の方で3月の下旬までに基本方針を定めるということになっておりまして、昨年度、それに向けて徳島県も取り組んでまいったわけでございます。その基本方針をどのように受け止めているのかと御質問を頂いたところでございます。

まず、この基本方針におきまして、これまで徳島県が提案をしてまいりました消費者庁、消費者委員会、国民生活センターの徳島移転が、地方創生に資する意義が認められるという趣旨により、しっかりと明記されておりますことにつきましては、移転実現へ大きく、新たな一步を踏み出せていただけたものと、徳島県としても受け止めているところでございます。

また、この基本方針におきまして、消費者庁の施策、事業の執行業務や企画立案につきまして、現場に近いところで実施する視点から、今後検証を行い、移転に向けて8月末までに結論を得ることを目指すという趣旨が盛り込まれておりまして、これにつきましては率直に評価をいたしているところでございます。県といたしましては、去る3月に行われました、委員からもお話がございました全国初の消費者庁による業務試験、それから今後7月に行われます1か月に及ぶ大規模な業務試験、それから、先月始まりました鳴門合同庁舎での教育研修や商品テストの試験移転におきまして、県を挙げて万全の準備を整えて

臨みますとともに、洗い出される課題に対しまして、一つ一つ、丁寧かつ誠実に取り組んで、対応してまいりたいと考えているところでございます。

岡田委員

先ほどの説明の中に、国においては8月末までに結論を出す予定であるということで、徳島県としては、徳島移転に向けての、それまでの、8月末という、もう今6月ですので、あと2か月なんですけど、2か月の間、60日を切っているような段階であって、徳島県としてどういうふうに取り組んでいくかということが、徳島移転の実現に向けての取組として非常に重要になってくると思うんです。

先ほどの4月1日の、平成28年度の組織機構改革において、県の組織が危機管理部を中心に充実、強化という、消費者庁ですので、危機管理部が安全の部分を持っているのでそうだと思うんですけれども、政策創造部として、地方創生という部分と危機管理の部分、生活安全の消費という部分での、今後の役割分担といいますか、当然、連携して、密に連携をとっていただきながらしてほしいんですけれども、そのあたり、今後どのような方針でいかれるのかお話し願えますか。

平井地方創生推進課長

徳島移転の実現に向けて取り組む中で、政策創造部、今年度、どのような役割を担っていくのか御質問を頂いたところでございます。徳島移転に向けましては、昨年度来、危機管理部と政策創造部と、しっかり連携をしながら、それぞれの人材、それから、これまで培ったノウハウを最大限活用する形で、全力を挙げて取り組んでまいったところでございます。

今年度の組織・機構改革におきまして、この徳島移転の実現に向けまして、指揮命令系統の一元化を図りまして、より一層効果的で迅速な施策の推進を図るといった狙いから、まず、現在でございますけれども、副知事を本部長とする消費者庁移転推進統括本部、それから、先ほど申し上げましたが、危機管理部内に担当次長と消費者行政推進課が新設されるという形で、組織全体の充実、強化が図られたところでございます。こうした状況のもと、政策創造部といたしましても重要な役割を与えられているところでございまして、例えば消費者庁移転推進統括本部におきましては、地方創生局長が副統括本部長を務めますとともに、統括本部の下部組織における準備チームにおきましては、地方創生推進課長がサブリーダーを務めるということで位置付けられているところでございます。

昨年度に引き続きまして、政策創造部として、国のまち・ひと・しごと創生本部との連絡調整、それから政策提言といった、移転実現に向けて不可欠な重要業務に、関係部局との連携を十分に図りながら、しっかりと取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

岡田委員

御説明いただいたように、申すまでもないことですが、徳島移転というか、今までお話ししたとおり、徳島移転というのが全国初の、東京から省庁がやってくるというところで、徳島県としては一致団結して、是非、この事例を成功させてもらって、8月末にはいい結果を出してもらうために、全庁を挙げて取り組んでいってほしいなと思います。また、地方創生の旗振り役といいますか、地方創生の推進役であります政策創造部としては、引き続きそのリーダー役としてこれからも頑張っていってほしいと願っておりますし、是非取り組んでいただきたいと期待しております。

5月22日のシンポジウムに参加させてもらったんですけども、テレワークを使って、ワーク・ライフ・バランス、これからの新しい働き方を提言することによって、地方に行っても十分仕事ができるんですよという部分、特に徳島県はサテライトオフィスで実証実験済みですので、そのメリット等を是非PRしてもらって、省庁で、箱の中でのいるよりも、現場で、実際に行政を見ながら体験してもらうことによって、徳島県での働き方、そして、徳島県に消費者庁が来ることによって、今までわからなかった、現場の目線で見てもらって、それが、東京都とつなげるテレワークという働き方があることによって、徳島県での成果が実り多きものとなるように、是非、全力を向けて取り組んでもらいたいと思います。

この間の増田寛也さんの話にもよりますけど、やっぱり、働き方の中にテレワークという働き方がなかなか認知されていないということを非常に実感しましたので、徳島県ではテレワークという働き方、皆さん普通に認知されてて、ある程度理解されつつあるのかなと思うんですけど、全国的に見ると、企業の中で、テレビモニターを使ったテレワークという会議がされていたりはするんですけども、その働き方、労働認識というのがなかなかされていないように思います。

その一つの事例に、実はテレワークをしている女の人が、テレワークをしているから保育所に子供を預けたいというと、いつも断られるんです。それはどういうことかということ、働き方の中にテレワークという働き方がないということになっていますので、そうではなくて、テレワークで働いているお母さんが、テレワーク、仕事してますねというのが認識されるような、その取組を是非作っていただく徳島の土壌ができれば、その働き方として、もっともっと認知されていくようになると、各省庁さんも、誰もが、働き方の改革、改善をされて、ワーク・ライフ・バランスも整えられるし、仕事をしながら人としての喜びも味わえるという部分が逆にクローズアップされれば、各省庁が地方にやってくる時代が来るのではないかと思います。ただ、それが徳島では8月までに結果を出しなさいという一つの大きな宿題をもらっているのだから、なかなか、社会状況を変えていくのは難しいとは思いますが、今後に向けて、徳島県での是非、成功させる部分において、担当課長の意気込みを聞かせてもらえたらなと思います。また、この部分において、徳島県のみならず、関西広域連合に参加している和歌山県であったり、あと、決まっているのは京都府だけなんですけど、文化庁であったりというところに、足並みをそろえて、それぞれが省庁移転という部分での関西広域連合の中での連携も頑張っておっていきなさいとは思っています。

すけども、徳島県としての意気込みを是非、聞かせていただければと思います。

平井地方創生推進課長

意気込みということで御質問を頂いたところでございます。消費者庁、消費者委員会、国民生活センターの徳島移転につきましては、地方への新しい人の流れづくりの突破口、これを切り開くものであると、そして東京一極集中の是正をするため、そして今、委員の方からもお話がございましたとおり、テレワークをはじめとする新しい働き方改革につながる大きなきっかけになる極めて重要な取組であると認識をいたしているところでございます。

徳島回帰への突破口を開いて、地方創生にしっかりとつなげていくためにも、この徳島移転の1日も早い実現を目指しまして、私ども、地方創生推進の旗振り役といたしまして、関係部局、関係課ともしっかりと連携を強化いたしまして、県を挙げて全力を傾注してまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

山田委員

今、平井課長からすごい決意表明を聞いたもんで、実は、あしたの特別委員会でしないといけないと思いつつ、ちょっと質問したいと思っております。

まず、本日からまた鳴門合同庁舎の方でやられていると、参加者の状況をつかんでおいたら教えてほしいというのが第1点。

第2点、実は熊谷副知事を消費者庁移転推進統括本部長として、特に危機管理部の方を中心に、この消費者庁及び国民生活センターの移転問題を、やられています。そうしたら、今、次長とか課長とか、いろんな声、こうやっていますっていうふうなことですけど、具体的に県民目線で見たら、この地方創生局は、そういう中で具体的にどういう役割を果たしているのかということについても聞いておきたいと思っております。

平井地方創生推進課長

大きく2点の御質問を頂いたところでございます。まず、鳴門合同庁舎において、国民生活センターの研修部門の試験移転、本日から3日間、第2回ということで実施されるところでございます。参加人数につきましては、国民生活センターの方から最終の人数の発表というのはまだ出されていない、本日時点で出されていない状況であると承知しております。

それから組織の関係で、本年度の推進体制におきまして、政策創造部がどのような役割を果たしていくのかということでございますけれども、まず、県版の総合戦略、この中で新しい人の流れをつくっていく上で、この政府系機関の地方移転、徳島移転というのが非常に重要な位置を占めているところでございます。そういう関係上、これまでに引き続きまして、国のまち・ひと・しごと創生本部、こちらが国の総合戦略の推進をしております、なおかつ、国全体の政府関係機関の地方移転の推進の窓口でもございます。政策創造

部として、引き続き国の創生本部との連絡調整をしっかりと図ってまいり、これが大事な業務とっております。それから、国に対する政策提言、県全体の気運醸成という部分につきましても、危機管理部と連携してしっかりと取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

山田委員

具体的な仕事があったような、わからんような、もちろん抽象的な部分も持たれていることはわかるんだけど、これについては、あしたも特別委員会もありますし、付託委員会もあるので引き続き聞いていきますけれども。今、参加者が残念ながら国民生活センターの方から発表されていないと、現時点ではということですが、1回目のときは、今日、県土整備委員会の危機管理部の方で同じ会派の達田議員が質問してましてけれども、鳴門合同庁舎へ来た、東日本からの出席者はゼロだったというふうな状況で、徳島県から来た人が7割占めておったというふうな状況であったということが既に報道されています。そういうふうな状況から見て、実はその前に、知事が、全国の知事さん宛てに、来てよというふうに要請したと、これも答えは要りませんから、したと。おまけに、本来反対しないといけない河野消費者行政担当大臣までがね、徳島県へ行ってあげてよという文書まで出したということが、実は国会で指摘されています。という経過もありますので、引き続きこの問題については、時間の関係もあって、あしたの特別委員会等々でも聞いていきたいなと思います。

次に、中山議員の方から質問があった、企業版のふるさと納税についても聞いておきたいと思います。この寄附対象となる地方創生事業というのは、勝手に徳島県で、これを地方創生としてやりたいということやったら寄附の対象になるんですか。誰が決めるんですか。

木具総合政策課長

ただいま、寄附の対象となる事業について委員の方から御質問を頂いたところでございます。

まず、今回補正として計上させていただいております事業、これについては国の認定を受ける必要がございます。今、国の方からスケジュールとして示されておりますのが夏頃、年に何回か認定の作業があるわけですが、第1回の認定といたしまして8月の中頃というふうなスケジュールが示されて、その条件といたしまして、議会の方の事業予算の議決が必要だという条件になってございますので、今回、6月補正でこの事業を計上させていただいているというふうな状況でございます。

山田委員

つまり、寄附の対象になる地方創生事業は政府が指定して、結局、国の特定政策への誘導に利用されないのかと。地方創生と言いながらね、各地方から発信するのではなくて、

国の方で枠を決めるというふうなことになっていかないのかという懸念を持つんですけども、また、国会でもこういうあたりが指摘されているわけですけども、そのあたりはどのようなふうにお考えですか。

木具総合政策課長

ただいま委員の方から、国の、恣意的というのではないんでしょうけども、そういったところの御心配をさせていただいているところでございます。ただ、制度をつくる上で国の認定が必要だというふうな制度になってございますので、今回、県から議会にも補正ということで事業を上げさせていただいております。これを国の方に申請して、認定をさせていただくというふうな手順を踏んでまいりたいと考えております。

山田委員

木具課長はそう言わざるを得んよね、ここで異様なこと言えんからね。ということで、更に質問しますが、結局、この制度は寄附金を受けた自治体の当然、収入増になりますよね、しかし、企業が所在する自治体は税額控除によって収入減になりますよね。つまり実質的な自治体間の税源が移動することになって、各自治体間の税源の奪い合いになるおそれがあるのではないかと。個人版のふるさと納税についても自治体間の税金の奪い合いについていろいろ報道されておりますけれども、そういうことをすれば地方税制の基本をゆがめるということにもつながらんのかなという懸念を実は持っているんですけども、その点は、どのようなふう認識されますか。

木具総合政策課長

ただいま委員の方から、この企業版ふるさと納税によりまして、自治体間の税源の移譲といえますか、そういったことが起こるといふような危惧を御質問いただきました。この制度そのものが、まず、人口減少、高齢化社会を迎える中で、地方の活力が低下することが懸念されている。人口減少の克服と、東京一極集中の是正に向けて、地方創生の取組を加速していくというふうな趣旨になってございます。この地方創生を実現するためには、産官学金労言をはじめ、各界各層の参画と協力のもとで取組を進めていくことが必要となり、中でも産業界の役割は非常に大きいものがあり、こうした考えに基づいて、民間企業の皆様から積極的に寄附を行っていただけるよう、企業ふるさと納税が創設されたというふうな説明を受けているところでございます。

この趣旨にのっとりまして、本県では本県が取り組みます地方創生を応援していただく企業に御賛同いただき、徳島県の応援団となつていただくということは、これは東京一極集中の是正に向けた一歩になるというふうにご考えてございます。

山田委員

答弁がかみ合っていないよね。自治体間の税源が移動するのではないかとすることは事実、

これは国会でも既に言われていますから、間違いないことというふうな状況になるわけですね。そうなったら、東京一極集中うんぬんはありますけれどね、奪い合うことになるのではないかというふうなことを懸念しているわけです。

さらに、企業は当然もうけというものを本命にします。当然です。それがなかったら背任につながるわけですからね、寄附といえども、企業版には何らかの目的がある場合が当然考えられると。企業側が、寄附の見返りや自治体側で寄附を集める様々な優遇措置なんかをとってしまったりすると、寄附税制の根幹を揺るがすおそれもあるふうなこともつながってくるわけです。県としては、当然そんな優遇等々を考えているか考えてないか知らんけど、その辺の答弁も含めて、こんなことになっていったら、かえってまずいという事態も起こってくると。この、頂いている徳島地方創生事業のポンチ絵はすばらしいというふうに書いてるけれども、ここから様々な問題点についてももしっかり認識しないとあかんよと、私は思って質問しているんです。その点どうですか。

木具総合政策課長

ただいま、委員の方から特定の企業に対する優遇につながるのではないかという懸念を御質問いただいたところでございます。

まず、この制度を創設する際に、寄附をする企業利益のために納税先が選択されたり、また、何らかの便宜供与を求める、又は便宜供与する、そういったモラルハザード、倫理欠如などが起こらないかといったことが懸念されたと、制度設計のときにそういった懸念があるということはお聞きしているところでございます。こうしたことを踏まえまして、地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令というのが出てございます。こちらには、この政令におきまして、地方公共団体は寄附を行う法人に対して、寄附を行うことの代償として、経済的な利益を供与することは禁止されているところでございます。また、地域再生基本方針におきまして具体的に、補助金を交付すること、また、他の法人より低い金利で貸付金を貸し付けること、入札及び許認可において便宜の供与を図ること、合理的な理由なく市場価格より低い価格で財産を譲渡すること。このほか経済的な利益を供与すること。こういったことが明確に記載されてございまして、こういった規則につきましてもは厳格に遵守してまいりたいと考えております。

加えまして、法律上義務付けはされておきませんが、寄附をいただく企業の理解を得まして、企業名や寄附額等を公表することで透明性を高めてまいりたいと考えてございます。

山田委員

時間の関係がありますから、また付託委員会の方で聞きますけど、地方の格差の是正に関する取組と言うのであれば、私は、国として別の方策もあるでしょうという考えを持っています。いずれにしても、これらについては、地方創生については、これから委員会で審議をしていきたいというふうに思い、終わります。

南委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、政策創造部関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（13時53分）